普及強化活動支援事業補助金【使途基準額表】

| 項目 | | | | | | 使途基準 | 注意事項 |
|----|-----------|----|----|----|----|---------------------------|---------|
| 1 | 旅 | 費 | 講 | 運 | 賃 | 実費(公共交通機関利用)《車賃:1km@21円》 | (1) (2) |
| | | | 師 | 宿泊 | 白費 | 11,800円以内 | (3) (4) |
| | | | Пі | 指導 | 手当 | 2,500円以内 | |
| | | | 参加 | 運 | 賃 | 実費(公共交通機関利用) | (1) |
| | | | 者 | 宿泊 | 白費 | 11,800円以内 | (3) (4) |
| 2 | 使 用 賃 借 料 | | | | 料 | 使用施設の規定料金《学校施設:1日@1,500円》 | (6) |
| | : | | | | | 競技用具等運搬用車両借用代 | |
| | | | | | | 借り上げバス代 | (7) |
| 3 | 消耗 | 品費 | 事 | 務用 | 品 | 原則として、補助金の10%程度 | (8) (9) |
| | | | 競 | 技用 | 品 | 原則として、補助金の20%程度 | (10) |
| 4 | 通 | 信 | 重 | 搬 | 費 | 競技用具運搬代、切手・はがき代、コピー印刷代等 | |
| 5 | 役 務 費 | | | | 費 | 保険料、振込手数料 | (11) |

注意事項

- (1) 電車運賃については、片道50km以上は急行、100km以上は特急または新幹線を利用してもよい。
- (2) 自家用車利用の場合(講師のみ対象)は、21円/kmとし勤務地(自営・大学生は現住所)から会場地とする。なお、往復距離のkm未満は、切り捨てとする。
 - ※栃木県の旅費規程に準ずる。
 - ※有料・高速道路を利用する際は、必ず領収証を添付すること。
 - ※自家用車の燃料代は、補助対象外とする。
- (3) 宿泊を伴う事業で、宿泊料金が上表の規定額内で宿泊できる場合は、その施設の規定によるものとする。
 - ※業者発行の領収証を貼付すること。
- (4) 学校内などの宿泊施設使用については、1人1日2,500円以内とする。
 - ※実施学校発行の領収証を貼付すること。
 - ※領収証は学校長印(公印)または事務長印が押印されたものとする。
- (5) 食料費は認めない。
 - ※宿泊費に含まれる場合は、除く
- (6) 当該施設発行の領収証を貼付するものとし、学校施設の場合も各学校に準ずる領収書を発行してもらう。
- (7) 借り上げバス利用の場合は、「運賃」ではなく「使用賃借料」に計上する。 ※業者発行の領収証を貼付すること。
- (8) 消耗品は単価50,000円未満とする。 単価50,000円以上は、備品となるため補助対象外とする。 ※業者発行の領収証を貼付すること。
- (9) サプリメントやプロテイン等は、補助対象とする。
- (10) 個人的な競技用具(ラケット・グローブ・スパイク等)は、私物として補助対象外とする。
- (11) 本事業に係る保険料、銀行等への振込手数料については、補助対象とする。

その他

※ 視察・研修に係る経費(運賃・宿泊費のみ)については、「講師・引率者」に計上する。